

広島市立安西小学校運動場芝生を守る会規約

(名称)

第1条 本会は、「広島市立安西小学校運動場芝生を守る会」(以下「芝生の会」という)と称する。

(目的)

第2条 本「芝生の会」は、広島市立安西小学校において、地域と学校が一体となって行う運動場の芝生づくりに取り組み、芝生づくりをきっかけとして地域住民が児童の教育を見守り、さらに良いコミュニティづくりに寄与する。

(主たる事務所)

第3条 本「芝生の会」は、主たる事務所を広島市立安西小学校(広島市安佐南区高取南二丁目18番1号)内に置く。

(事業)

第4条 目的達成のため、次の諸活動を行う。

- (1) 運動場の芝生の造成及び維持管理
- (2) 芝生の造成及び維持管理を通じた地域づくり活動
- (3) 運動場の芝生を活用した地域連携を深める活動
- (4) その他、運動場の芝生づくりと連携した地域づくりに関すること

(組織)

第5条 本「芝生の会」は、本「芝生の会」の趣旨に賛同し、「芝生の会」の了承を得た者を持って構成する。また、次にあげる団体の長を持って実行委員会を構成する。

- (1) 安西小学校 PTA
- (2) 安西学区体育協会
- (3) 安西学区社会福祉協議会
- (4) NPO法人 レヴァリーズ
- (5) 安西小学校

(役員)

第6条 本「芝生の会」に次の役員を置く。

- (1) 会長(1名) 本「芝生の会」を統括し、実行委員会を代表する。
- (2) 副会長(2名) 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長(1名) 本「芝生の会」の庶務を統括し、会議等の進行及びまとめ役を努める。
- (4) 書記(1名) 本「芝生の会」の活動を記録し、広報活動を行う。
- (5) 会計(1名) 本「芝生の会」に関わる経費の会計事務を行う。
- (6) 会計監査(2名) 本「芝生の会」会計について監査を行う。

(役員を選出)

第7条 この会の役員を選出は、次のように行う。

- (1) 会長は、会員の互選により選出する。
- (2) 副会長の1名は、安西小学校校長をもってこれにあてる。
- (3) 事務局長は、安西小学校教頭をもってこれにあてる。
- (4) 他の役員は、会長が会員より委嘱し、会の承認を得て決定する。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。
補欠役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第9条 「芝生の会」の実行委員会は、会長が招集し、事務局長が議長となる。

- (1) 会議は、会員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- (2) 会議の議事は、出席者の過半数の同意を持って決する。
- (3) やむ終えない理由のため、会議に出席できない会員は、代理人を出席させることができる。

(役員会)

第10条 役員会を本「芝生の会」におくことができる。

- (1) 役員会は、役員を持って構成する。
- (2) 役員会は、会長が招集し、事務局長が議長となる。
- (3) 役員会は、「芝生の会」の運営に関する他の、「芝生の会」の活動に関することを協議する。

(財政)

第11条 事業にかかわる経費については、創意工夫ある活動を通して自主財源の確保に努める。

(報酬)

第12条 会員は、無報酬とする。

(雑則)

第13条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 会議及び役員会の議事に関する書類
- (5) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (6) その他必要な帳簿及び書類

第14条 この規約に定めるものの他、「芝生の会」の運営等に関し必要な事項は、芝生の会で協議し定める。

(附則)

この規約は、平成22年 6 月 26 日から施行する。